

【お知らせ】

新潟地方法務局新津支局、十日町支局、上越支局及び南魚沼支局において、平成25年3月1日から、地図等の証明事務について、新たに次のサービスを開始いたします。

1 情報交換サービス

全国の地図情報システムが稼動している登記所であって、法務大臣が交換指定した登記所における地図等の証明書を該当登記所の窓口で請求することができます。

地図等とは・・①地図及び地図に準ずる図面
②土地所在図、地積測量図
③建物図面、各階平面図
④地役権図面

2 オンライン請求サービス

地図等の証明書をインターネットを通じて請求し、登記所で作成された証明書が郵送されるサービスです。

法務大臣が交換指定した登記所については、最寄りの法務局にお尋ねいただくか、法務省のホームページで御確認ください。

なお、これにより新潟地方法務局管内全ての登記所が、法務大臣の交換指定済登記所となります。

新潟地方法務局不動産登記部門
電話 025-226-0951